

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 職員の交通事故等取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、職員の交通事故及び交通違反（以下「交通事故等」という。）について原因の調査を実施するとともに賠償責任及び賞罰委員会への報告の有無等を審査し、適正な事後処理及び人事管理を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この内規における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 職員 嘱託職員、臨時雇用職員及び非常勤雇用職員を含む全ての職員
- (2) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第72条第1項による公用の全事故及び私用の人身・物損事故
- (3) 交通違反 法の規定に違反した行為

(報告)

第3条 職員は私用・公用及び私用車・公用車の別に関わらず交通事故等を起こした場合は、別記交通事故等報告書により所属係長等を経由し速やかに会長に報告しなければならない。ただし、職員が事故等により傷害を負い速やかに報告が出来ないと認められるときは、主管係長又は事務局長が指名する職員が代理で報告をするものとする。

(対応)

第4条 前条の報告があったとき事務局長、総務地域係長及び交通事故等惹起職員の主管係長は互いに協力をし速やかに次の各号の対応をしなければならない。

- (1) 交通事故等原因の調査
- (2) 賠償責任の有無の調査
- (3) 交通事故等惹起職員の事故等の経歴確認
- (4) 交通事故等惹起職員への聴取及び指導
- (5) 賞罰委員会への報告の有無の審査
- (6) その他会長が指示する事項

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、職員の交通事故等に関する必要な事項は会長が決定する。

附 則 この内規は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成25年10月1日から施行する。